

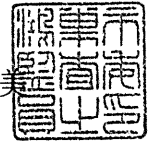


鴻 監 第 7 0 号

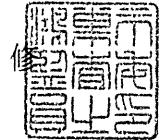
令和8年8月19日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市監査委員 夏目 眞由美



鴻巣市監査委員 秋 谷



令和7年度決算に基づく鴻巣市財政健全化判断比率等の審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により審査に付された公営企業における資金不足比率を審査した結果について、次のとおりその意見を提出します。

令和 7 年度決算に基づく鴻巣市健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

指標の名称	令和 7 年度		令和 6 年度	
	比 率	早期健全化基準	比 率	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	1 1 . 9 4	—	1 1 . 9 9
② 連結実質赤字比率	—	1 6 . 9 4	—	1 6 . 9 9
③ 実質公債費比率	3 . 5	2 5 . 0	3 . 7	2 5 . 0
④ 将来負担比率	—	3 5 0 . 0	—	3 5 0 . 0

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」及び「連結実質赤字比率 (%)」は「—」で表示する。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

黒字となっており、実質赤字比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率について

黒字となっており、連結実質赤字比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は 3.5%となっており、早期健全化基準の 25%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

④将来負担比率について

黒字となっており、将来負担比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

令和 7 年度決算に基づく鴻巣市水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度決算に基づく水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

指標の名称	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※資金不足額が発生していない場合、「資金不足比率 (%)」は「—」で表示する。

(2) 個別意見

資金不足比率について

資金不足額が発生していないため、資金不足比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

令和7年度決算に基づく鴻巣市公共下水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度決算に基づく公共下水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

指標の名称	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※資金不足額が発生していない場合、「資金不足比率 (%)」は「—」で表示する。

(2) 個別意見

資金不足比率について

資金不足額が発生していないため、資金不足比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

令和7年度決算に基づく鴻巣市農業集落排水事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度決算に基づく農業集落排水事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

指標の名称	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※資金不足額が発生していない場合、「資金不足比率 (%)」は「—」で表示する。

(2) 個別意見

資金不足比率について

資金不足額が発生していないため、資金不足比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。